

(別表第三：第六条第1項関係) 基準地点

単位流域	日光川下流域	日光川上流域	戸田川流域
基準地点等	日光川内水位観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
位置	日光川 -4k/800	日光川 9k/800	戸田川 1k/050
設置場所	海部郡飛島村大字 梅之郷字宮東 日光川排水機場	愛西市古瀬町村前14 番地先	名古屋市港区南陽町 大字茶屋後新田 字二ノ割 1275
管理者	愛知県海部建設事務所	愛知県海部建設事務所	愛知県尾張建設事務所

(別表第四：第六条第2項関係) 基準地点と排水調整対象流域

		基準地点		副基準地点
		日光川内水位観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
排水調整 対象流域	日光川下流域	●	—	—
	日光川上流域	—	●	—
	戸田川流域	—	—	●

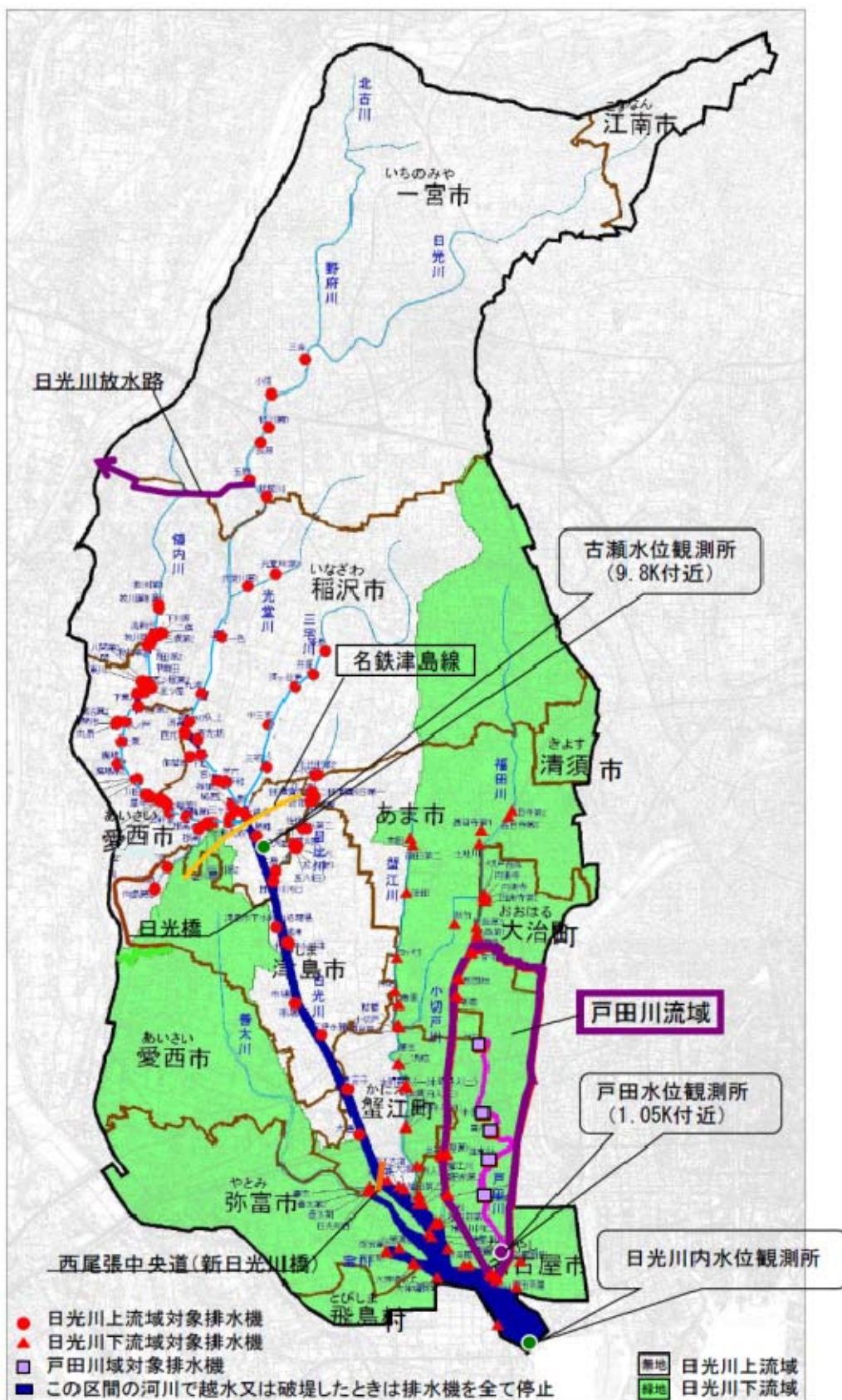
(別表第五：第七条第一項、第八条第一項、第九条第一項関係) 基準地点の基準水位

河川名	日光川		戸田川
基準地点	日光川内水位観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
準備水位	T. P. 1. 05m	T. P. 1. 5m	T. P. -1. 90m
停止水位	T. P. 1. 35m	T. P. 1. 7m	T. P. -1. 70m
排水再開水位	T. P. 1. 25m	T. P. 1. 6m	T. P. -1. 75m

(別表第六：第七条、第八条、第九条、第十条、第十一条関係) 通知等の様式一覧

通知等の 内容	条 項	基準地点		副基準地点
		日光川内水位 観測所	古瀬水位観測所	戸田水位観測所
準備	第七条	様式1-1		様式1-2
停止	第八条	第1項	様式2-1	様式2-3
		第2項	様式2-2	
再開	第九条	第1項	様式3-1	様式3-4
解除	第九条	第2項	様式3-2	様式3-5
		第3項	様式3-3	
通知等の 内容	条 項	排水調整報告		
停止	第八条	第1項	様式4-1	様式4-2
		第2項		
再開	第九条	第1項		様式4-2
解除	第九条	第2項		様式4-2
		第3項		

(別図：第八条第2項関係)



(戸田川に排水する内水排水機を除く。)

排水機全数:157箇所

受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 1 - 2

緊急連絡第____号

平成____年____月____日
____時____分 発表

関係機関 殿

戸田川管理者
名古屋市長 河村 たかし

戸田川流域の排水調整準備水位の通知

- 1 日光川流域排水調整副基準地点 戸田水位観測所 の水位が
- 2 平成____年____月____日____時____分に
- 3 排水調整準備水位 T.P. - 1. 90 m に達しました。
- 4 排水調整準備対象流域は、 戸田川流域 です。

連絡先 名古屋市緑政土木局河川工務課
電 話 052-972-2895
ファックス 052-972-4165

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式2-2

緊急指令第____号

平成____年____月____日
____時____分 発表

関係機関殿

河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

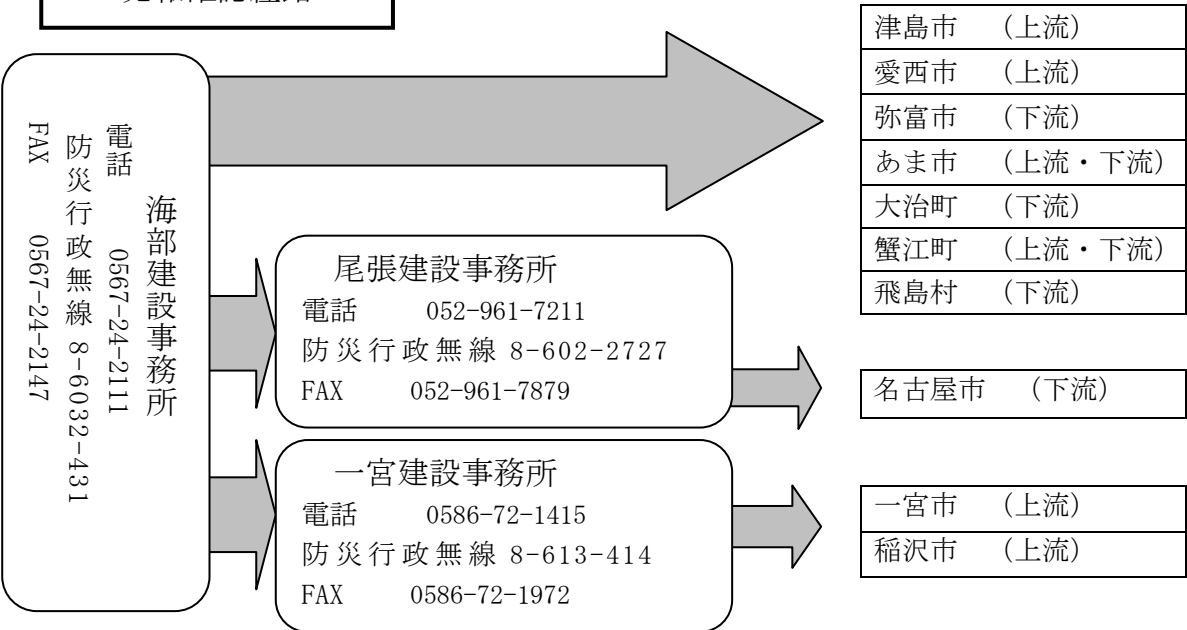
日光川流域の排水停止について

- 1 _____川_____地先_____において
- 2 平成____年____月____日____時____分頃
- 3 { 越水 / 破堤 } しましたので
- 4 日光川流域排水機の排水を停止することを命じます。
- 5 排水停止対象流域は、戸田川流域を除く全ての流域 です。
- 6 各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 海部建設事務所
電 話 0567-24-2111
防災行政無線 8-6032-431
ファックス 0567-24-2147

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
3 各建設事務所は発報確認をしてください。
4 各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。

発報確認経路



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 2 - 3

緊急連絡第____号

平成____年____月____日
____時____分 発表

関係機関 殿

戸田川管理者
名古屋市長 河 村 たかし

戸田川流域の排水停止水位の通知

- 1 日光川流域排水調整副基準地点 戸田水位観測所 の水位が
- 2 平成____年____月____日____時____分に
- 3 排水停止水位 T.P. - 1. 70 m に達しました。
- 4 排水停止対象流域は、 戸田川流域 です。
- 5 関係機関は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 名古屋市緑政土木局河川工務課
電 話 052-972-2895
ファックス 052-972-4165

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
 - 3 受報機関は状況確認をしてください。
 - 4 戸田川管理者は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。

受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式3-1

緊急連絡第__号

平成__年__月__日
__時__分 発表

関係機関殿

河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

日光川流域の排水再開水位の通知

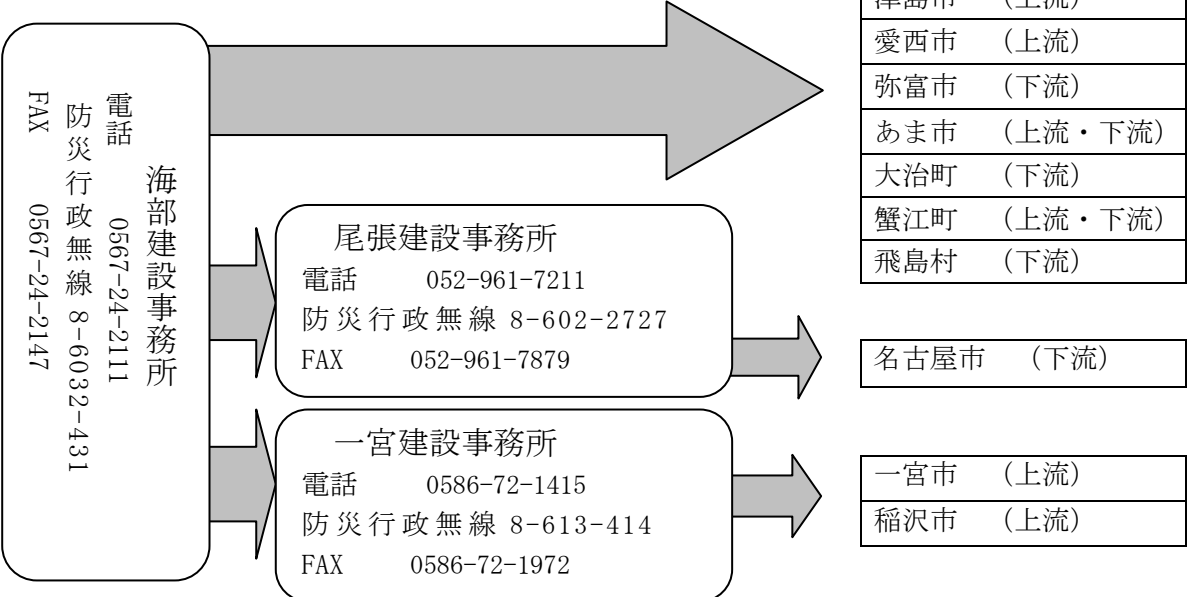
日光川内水位観測所

- 1 日光川流域排水調整基準地点 の水位が
古瀬水位観測所
- 2 平成__年__月__日__時__分に
- 3 排水再開水位 { T.P. 1. 2.5 m } を下回りましたので、排水機の運転が再開できます。
 { T.P. 1. 6 m }
- 4 排水停止対象流域は、 { 日光川下流域 } です。
 { 日光川上流域 }
- 5 各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 海部建設事務所
電話 0567-24-2111
防災行政無線 8-6032-431
ファックス 0567-24-2147

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
3 各建設事務所は発報確認をしてください。
4 各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。

発報確認経路



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式3-3

緊急指令第__号

平成__年__月__日
__時__分 発表

関係機関 殿

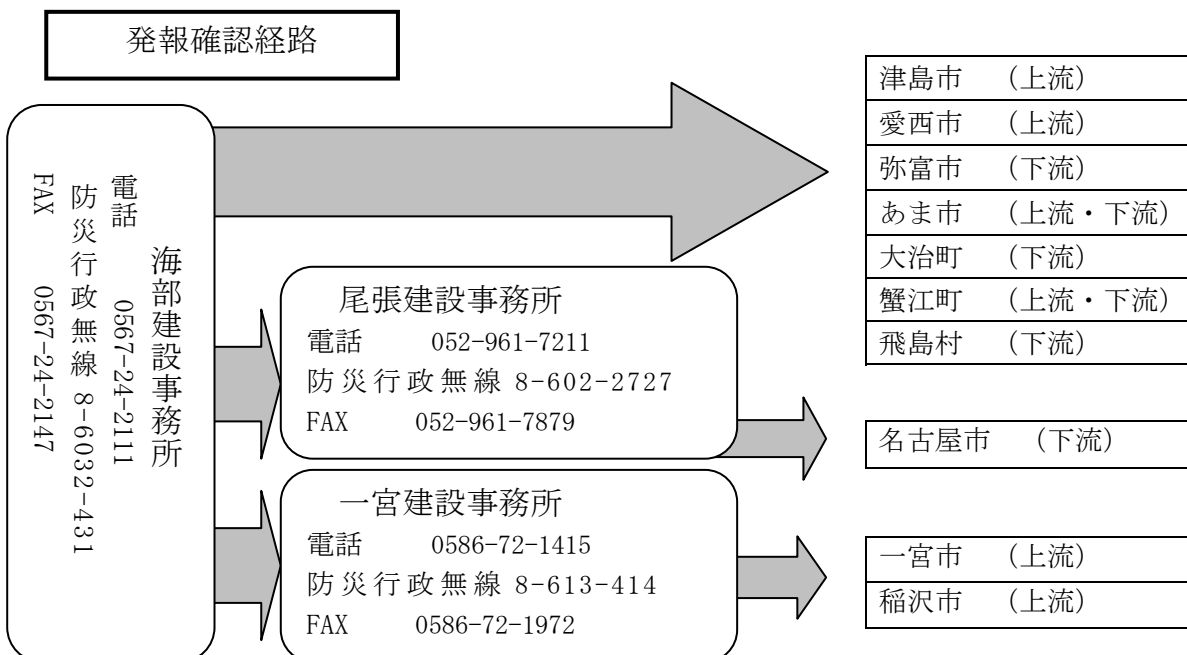
河川管理者
愛知県知事 大村 秀章

日光川流域の排水停止の解除（排水再開）について

- 1 __川__地先__において
- 2 平成__年__月__日__時__分頃
- 3 { 越水 }
{ 破堤 } に対する応急復旧が完了し、なおかつ、河川の水位が低下し排水機の運転による破堤箇所などからの浸水のおそれなくなったので、排水機の排水停止措置を解除します。したがって、排水機の運転が再開できます。
- 4 排水調整停止解除対象流域は、戸田川流域を除く全ての流域 です。
- 5 各市町村は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 海部建設事務所
電 話 0567-24-2111
防災行政無線 8-6032-431
ファックス 0567-24-2147

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
3 各建設事務所は発報確認をしてください。
4 各市町村は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。



受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 3 - 4

緊急連絡第 _____ 号

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日
_____ 時 _____ 分 発表

関 係 機 関 殿

戸田川管理者
名古屋市長 河 村 たかし

戸田川流域の排水再開水位の通知

- 1 日光川流域排水調整副基準地点 戸田水位観測所 の水位が
- 2 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 _____ 時 _____ 分に
- 3 排水再開水位 T. P. - 1. 7 5 m を下回りましたので、排水機の運転が再開できます。
- 5 排水停止対象流域は、 戸田川流域 です。
- 6 関係機関は、排水調整状況報告をお願いします。

連絡先 名古屋市緑政土木局河川工務課
電 話 052-972-2895
ファックス 052-972-4165

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
- 2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。
 - 3 受報機関は状況確認をしてください。
 - 4 戸田川管理者は措置後、排水調整状況報告(様式4)を提出してください。

受報時間	受報者
月 日 時 分	

別紙 様式 3 - 5

緊急連絡第____号

平成____年____月____日
____時____分 発表

関係機関 殿

戸田川管理者
名古屋市長 河村 たかし

戸田川流域の排水調整準備水位に係る通知

- 1 日光川流域排水調整副基準地点 戸田水位観測所 の水位が
- 2 平成____年____月____日____時____分に
- 3 排水調整準備水位 T.P. - 1. 90 m を下回りましたので、排水調整準備は、解除になります。
- 4 排水調整準備対象流域は、 戸田川流域 です。

連絡先 名古屋市緑政土木局河川工務課
電 話 052-972-2895
ファックス 052-972-4165

- 注1 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱に基づく水位情報通知です。
2 このファックスを受報した者は直ちに上欄の受報時間等を記載してください。

平成____年____月____日

河川管理者 愛知県知事 殿

(市町村長) _____

日光川流域の排水調整状況について(第 報)

平成 年 月 日 時 分現在の管内排水機の排水調整状況は下記のとおりです。

区分	番号	排水機場名	運転停止日時	運転再開日時	備考
日光川下流域		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
日光川上流域		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
合計		排水機場	排水機場	排水機場	

報告担当者_____市役所(町・村役場)_____課 氏名_____

連絡先 電話番号_____

注 1 本表番号欄、排水機場名は、日光川流域排水調整要綱別表第一の記載と一致させること。

2 報告担当連絡先は現在確実に連絡できる電話番号を記載すること。

3 再開報告にあたっては、停止報告時の報告書の運転再開日時欄に記入し、第二報等とすること。

平成____年____月____日

戸田川管理者 _____

殿

(河川管理者 愛知県知事)

(排水機管理者) _____

(戸田川管理者 _____)

日光川流域の排水調整状況について(第 報)

平成 年 月 日 時 分現在の管内排水機の排水調整状況は下記のとおりです。

区分	番号	排水機場名	運転停止日時	運転再開日時	備考
戸田川流域		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
		排水機場	日 時 分停止	日 時 分再開	
合計		排水機場	排水機場	排水機場	

報告担当者_____市役所(町・村役場)_____課 氏名_____

連絡先 電話番号_____

- 注 1 本表番号欄、排水機場名は、日光川流域排水調整要綱別表第一の記載と一致させること。
- 2 報告担当連絡先は現在確実に連絡できる電話番号を記載すること。
- 3 再開報告にあたっては、停止報告時の報告書の運転再開日時欄に記入し、第二報等とすること。
- 4 戸田川管理者から河川管理者へ報告する場合は、()内の名称を使用すること。

(2) 日光川流域排水対策調整連絡会議要綱

(目的)

第一条 二級河川日光川流域において、河川の越水及び破堤による氾濫のおそれがあるとき、「日光川流域排水調整要綱」(平成22年7月1日制定)に基づき、河川及び内水の排水のために設置された排水機の運転調整(以下「排水調整」という。)を実施するために必要となる防災及び水防機関への通知並びに情報の伝達、収集を円滑に実施することを目的に日光川流域排水対策調整連絡会議(以下「連絡会議」という)を設置する。

(連絡会議の職務)

第二条 連絡会議は前条の目的を達成するため、以下の事項について定める。

- 一 防災、水防に関する関係機関相互の情報の収集、伝達方法
- 二 河川管理者が発した排水調整の発令などの通知、伝達方法及び通知先機関
- 三 前各号に掲げるもののほか、排水調整を実施することにより必要となる事項

(組織)

第三条 連絡会議は、別表に掲げる行政機関の職にあるものにより構成する。

- 2 連絡会議には、会長を置く。
- 3 連絡会議には、副会長を置く。
- 4 連絡会議には事務局を置く。

(会長等)

第四条 連絡会議の会長は、愛知県建設部河川課長とする。

- 2 連絡会議の副会長は、愛知県海部建設事務所流域調整監とする。会長に事故があるときは、副会長が会長の職務を代行する。
- 3 会長は議事その他の会務を総括する。

(連絡会議の開催)

第五条 連絡会議の開催は、会長が招集する。

(事務局)

第六条 連絡会議の事務局は、愛知県建設部河川課におく。

- 2 事務局は、会長の指示により連絡会議の会務を処理する。

(雑則)

第七条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は別に定めることができるものとする。

- 2 この連絡会議において定めた事項は、各市町村が定める地域防災計画及び水防計画に記載し、関係者に周知を図るものとする。

附 則

この要綱は平成22年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は平成25年4月1日から施行する。

<別表>

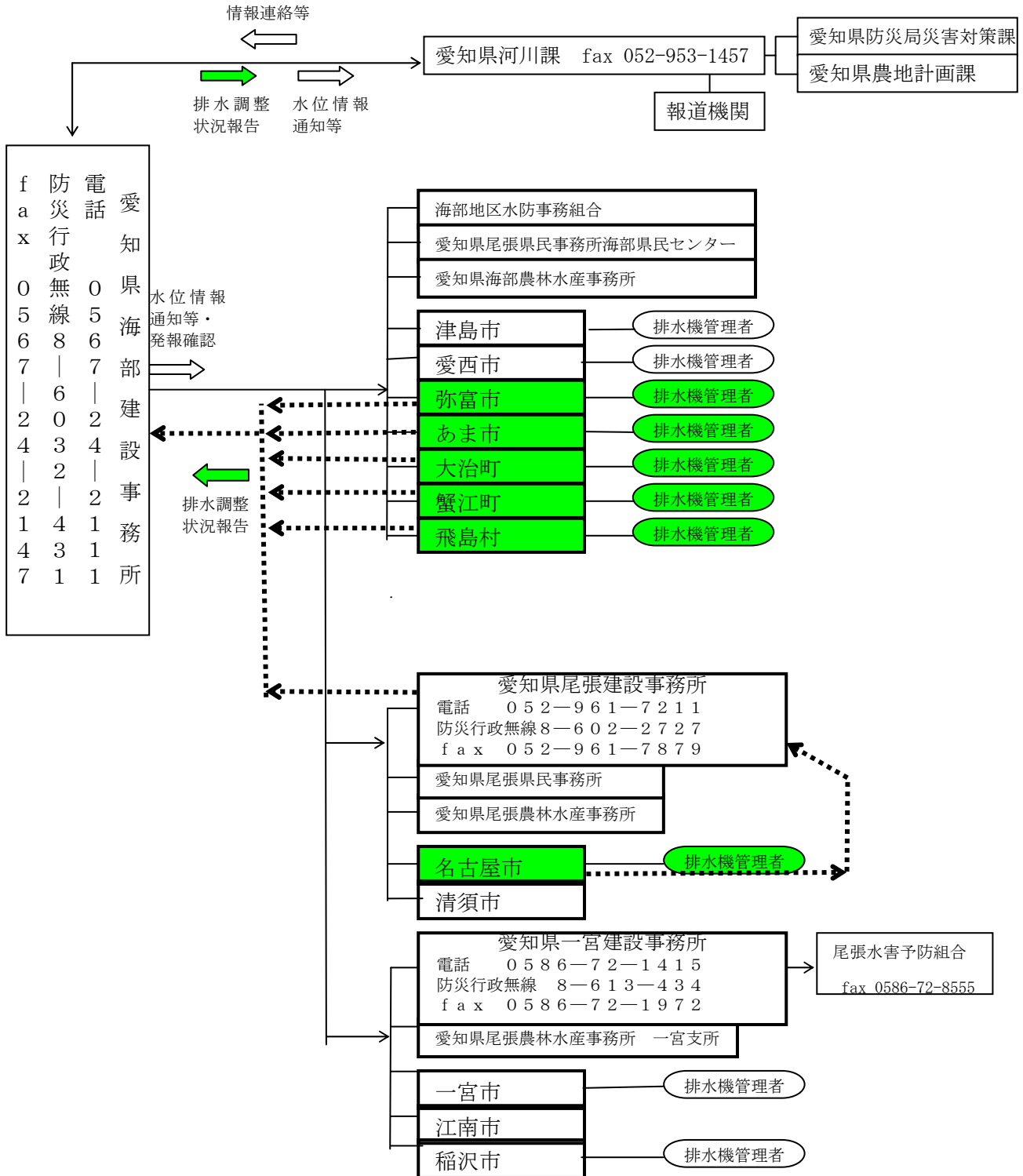
機関	部局	官職
愛知県	防災局	災害対策課長
	農林水産部農林基盤担当局	農地計画課長
	建設部	河川課長（会長）
	尾張県民事務所	防災保安課長
	同海部県民センター	県民安全防災課長
	尾張農林水産事務所	建設課長
	同一宮支所	同上
	海部農林水産事務所	同上
	尾張建設事務所	維持管理課長
	一宮建設事務所	同上
	海部建設事務所	流域調整監（副会長）
名古屋市	防災・水防部局	主務課長
一宮市	同上	同上
津島市	同上	同上
江南市	同上	同上
稲沢市	同上	同上
愛西市	同上	同上
清須市	同上	同上
弥富市	同上	同上
あま市	同上	同上
大治町	同上	同上
蟹江町	同上	同上
飛島村	同上	同上
愛知県尾張水害予防組合		事務局長
海部地区水防事務組合		同上

日光川流域の排水調整の通知・伝達系統図

＜日光川下流域（日光川内水位観測所）＞

□の市町及び各機関は愛知県高度情報通信ネットワーク（FAX一斉指令）により直接海部建設事務所から水位情報等の通知がある。

■の市町村は排水調整対象の排水機があり、県に対し排水調整報告を行う。



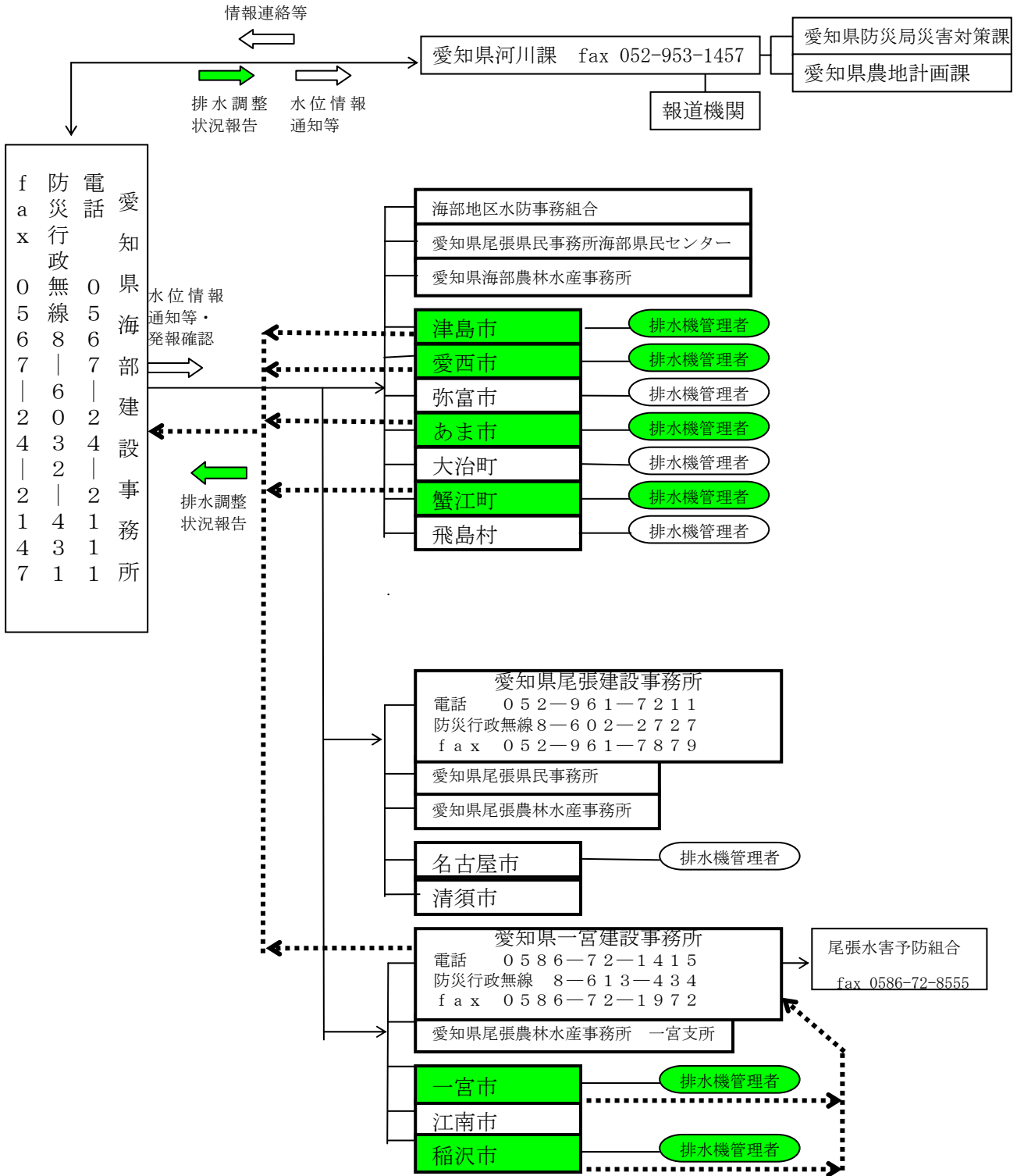
例 水位情報通知等は海部建設事務所から全機関に発信されますが、その発報確認は、尾張建設事務所の管内については、排水機がある市に対して尾張建設事務所が行い、尾張建設事務所はその旨を海部建設事務所へ報告する。排水状況報告も同じ経路により行う。

日光川流域の排水調整の通知・伝達系統図

<日光川上流域（古瀬水位観測所）>

□の市町及び各機関は愛知県高度情報通信ネットワーク（FAX一斉指令）により直接海部建設事務所から水位情報等の通知がある。

■の市町は排水調整対象の排水機があり、県に対し排水調整報告を行う。

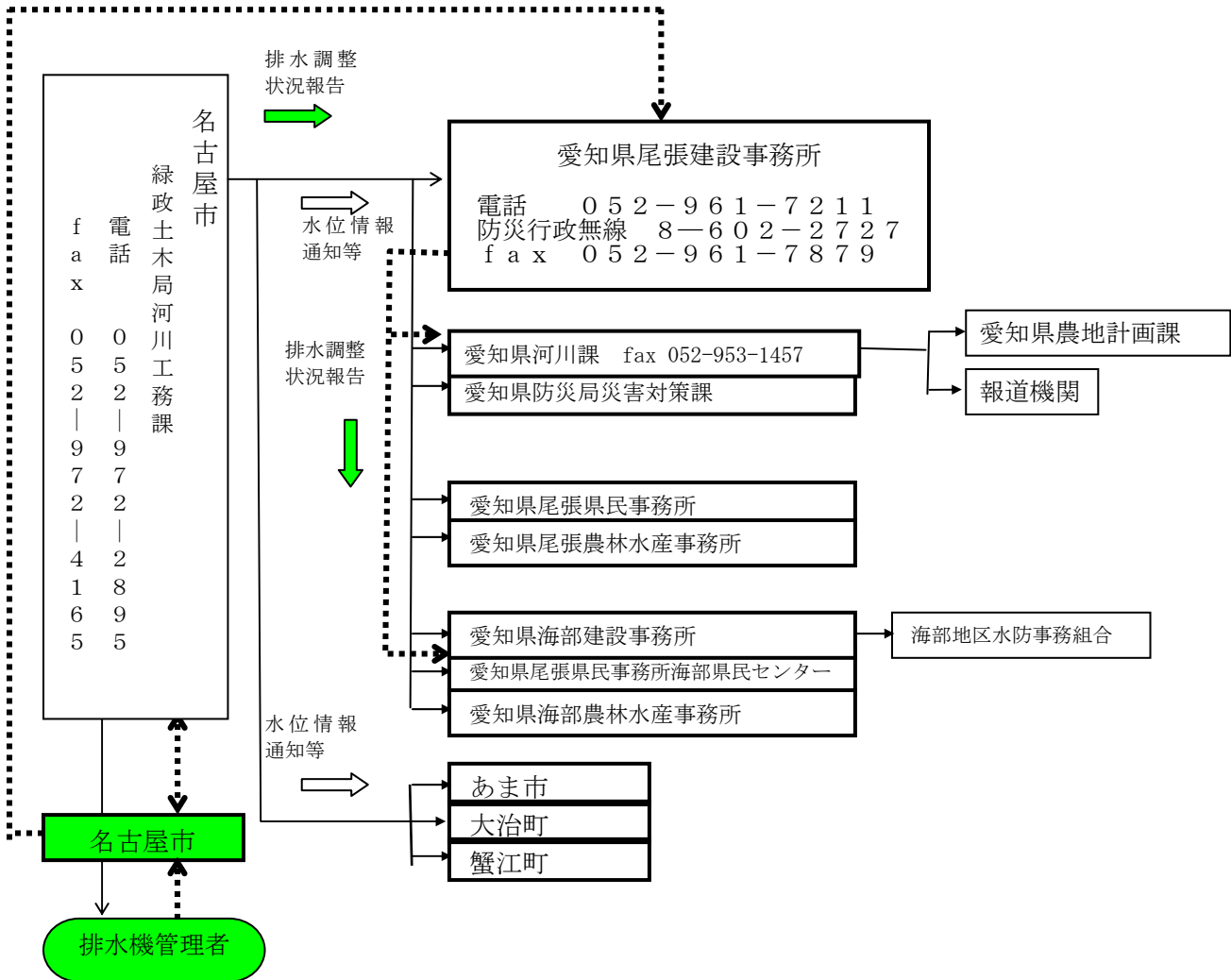


例 水位情報通知等は海部建設事務所から全機関に発信されますが、その発報確認は、一宮建設事務所の管内については、排水機がある市に対して一宮建設事務所が行い、一宮建設事務所はその旨を海部建設事務所へ報告する。排水状況報告も同じ経路により行う。

日光川流域の排水調整の通知・伝達系統図

<戸田川流域（戸田水位観測所）>

□の愛知県各機関及び関係市町は愛知県高度情報通信ネットワーク（FAX一斉指令）により名古屋市河川工務課から水位情報等の通知がある。



例 水位情報通知等は名古屋市から排水機管理者と県関係機関及び関係市町に発信します。
排水状況報告は名古屋市から愛知県尾張建設事務所へ行い、愛知県尾張建設事務所は愛知県建設部河川課及び愛知県海部建設事務所へ報告する。

第十三章 その他

第一節 水防訓練

1 県の水防訓練

県の水防に関する訓練は水防工法、避難立退き、通信連絡及び応急救護等を関係機関の協力を得て実施する総合訓練と水防工法、通信連絡を中心とした地区訓練の2種とする。

2 指定水防管理団体の水防訓練

(1) 水防訓練実施要項

指定水防管理団体の水防訓練は、次の項目について行い、非常時にとるべき行動を手順通り実践することにより実地に役立つものとする。また、住民の積極的な参加を得るよう努め、水防への関心を高める。

ア 観測（水位、潮位、雨量、風速）

イ 通報（電話、無線、インターネット、電子メール、携帯電話、口頭伝達）

ウ 動員（水防団、消防団、居住者、ボランティア）

エ 輸送（資器材、人員）

オ 工法（水防工法）

カ 樋門等の操作

キ 避難（避難勧告等の放送・伝達、居住者の避難）

(2) 水防訓練の実施時期

ア 指定水防管理団体の水防訓練の実施時期は、4月から8月までの間（出水期前が望ましい）とし、必ず1回以上実施するものとする。

イ 非指定水防管理団体にあっても、指定水防管理団体に準じて実施するよう努めるものとする。

第二節 水防管理団体の水防計画の基準と指導方針

1 水防管理団体の水防計画策定要領

(1) 指定水防管理団体は、毎年水防計画を愛知県水防計画及び次に示す基準により策定し、知事に協議しなければならない。また水防計画を変更したときは、その都度協議する。（法第32条第1項）

(2) 非指定水防管理団体は指定水防管理団体に準じて水防計画を策定し、知事に提出する。

(3) 水防計画は、あらゆる事態を想定した上で、実際に役立つよう、一読して容易に内容を理解できる記述により、県水防計画より詳細かつ具体的に策定する。また、策定した水防計画は、水防団員、消防団員、水防管理団体始め関係機関の職員及び住民に、その内容を周知徹底するよう努める。

2 水防管理団体の水防計画作成基準

水防管理団体が水防の目的を完全に達成するため組織の整備、資器材、特に通信施設の充実に、最新の技術又は機器を導入するなどして通信連絡方法の合理的な運営を図るとともに、現場に則しあらゆる事象を想定して詳細かつ具体的な計画を策定するものとする。

(1) 総則

- ア 目的
- イ 水防管理団体の責任
- ウ 住民の義務
- エ 水防計画の周知方法 [配布数量、配布先、説明会の開催]

(2) 水防組織

- ア 水防本部 [組織及び事務分担を定める]
- イ 水防団 [事務分担、分担区域、責任者、人員]
- ウ 非常配備 [水防管理団体の水防本部、水防団・消防団]

(3) 水防施設

- ア 重要水防箇所 [河川名、位置、対応水防工法、重要水こう門等]
- イ 水防資器材 [水防倉庫の位置、備蓄水防資器材の種類・数量、土のう用土砂の存在位置・土量]

(4) 水防活動

- ア 気象・水位・潮位 [雨量、水防団待機水位（通報水位）、はん濫注意水位（警戒水位）、出動水位、はん濫危険水位（危険水位）、潮位]
- イ 各種通報 [気象予警報、水防警報、洪水予報、水位情報、ダム警報]
- ウ 通信 [連絡責任者、系統図、連絡先、連絡方法、連絡事項、停電等非常時の連絡手段の確保]
- エ 巡視警戒 [責任者、分担区域、人員、巡視方法、異常発見時の連絡方法]
- オ 水こう門、排水ポンプ場、堰堤、ため池等の操作 [操作規則、操作要領、操作責任者、連絡体制、停電時の排水能力の確保]
- カ 水防作業の実施 [水防工法]
- キ 避難勧告・立退きの指示 [勧告・指示の発令基準、住民・災害時要援護者等への伝達方法、視聴覚障害者等への伝達手段、避難者の搬送、避難所の位置、備蓄食糧・物品]
- ク 堤防等の決壊によるはん濫 [連絡先、連絡方法、処置]
- ケ 非常輸送 [輸送車両・舟艇、対象物品、輸送ルート、輸送機関との協定内容]
- コ 水防信号及び標識
- サ 公用負担 [証票の標示]
- シ 他機関との応援協力 [協定]
- ス 水防報告 [県水防計画に準じて作成]

(5) 水防訓練

実施時期、実施内容、参加機関

第1 水防資器材の備蓄数量

以下省略

第2 名古屋港における推算潮位

以下省略

第3 水防関係機関の電話番号

以下省略

第4 愛知県水防計画付図

以下省略